# 16.犬山市

3犬福第576号令和3年9月7日

愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 様

犬山市長 山 田 拓

自

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について(回答)

2021年8月12日付で依頼のありましたこのことについて、下記の通り回答します。

記

# 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

# ★(1)介護保険料・利用料など

①第9 期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料 段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。と りわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

介護保険料については、基金の取り崩し等により、第9期計画において第8期を上回らない基準とし、また、保険料段階の設定は国基準の9段階より多い13段階とし、第1段階から第3段階までの保険料は公費により減額もされています。低所得者への画一減免は、制度趣旨からして適当でないため考えていません。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

従前より所得激減等による保険料の減免を実施しています。

③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

災害、収入激減等による減免について実施しています。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

### 【冋答】(高齢者支援課)

低所得者への利用料負担軽減について、国の基準に沿って実施しています。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業費補助金を実施しています。

# ★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。

### 【回答】(高齢者支援課)

1ヶ月あたりの訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が多くなる場合に、居宅サービス計画の保険者への届出が必要ですが、生活援助中心型サービスが一定回数以上になったことをもって利用制限をするものではありません。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」の一方的な押しつけや、期間を区切った打ち切りはしないでください。

### 【回答】(高齢者支援課)

現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、期間を区切ることはありません。

③自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

### 【回答】(高齢者支援課)

必要なサービスの提供ができるよう努めていきます。

④多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

一般介護予防事業として各種教室の開催を、コロナ禍においては、自宅で活動できるようケーブルテレビの放送など代替策により実施しました。今後もより多くの方が興味を持ち参加できるよう、開催場所や内容を検討し、介護予防の場を拡大できるよう努めていきます。

### (3)基盤整備

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機 者を早急に解消してください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

介護施設等については、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

特別養護老人ホームの特例入所は、愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき判断し適用しています。なお、他のサービスでは対応できないなどの事情によりあく

まで特例的に認められるものであり、積極的に広報を行う考えはありません。

# (4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

高齢者が集える場を設けるにあたっては、地域住民の意向を尊重し、地域包括支援センター等と協力しつつ立ち上げ支援を実施しています。社会福祉協議会による開設支援など他団体の助成体制も鑑み、自治体としてどのような事業へ助成をすべきか検討していきます。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

住宅改修費の受領委任払い制度は既に実施しています。福祉用具購入費、高額介護サービス費については実施する予定はありません。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

2021 年度より加齢性難聴者を対象とする大山市難聴高齢者補聴器購入費助成事業を開始しました。

### ★(5)介護人材確保

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

令和元年 10 月より介護職員処遇改善加算に加え介護職員特定処遇改善加算が導入されるなど、国において更なる処遇改善が図られているところです。今後も制度の動向を注視していきます。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である1人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

#### 【回答】(高齢者支援課)

介護事業所の人員配置は、関係法令で最低基準が定められており、これに従い運営されています。事業所毎に実情が異なること、介護人材不足の観点からも、基準を上回る配置を一律に求めることは適切でないと考えます。市の実地指導においては、関係法令を遵守するとともに、実情に応じて余裕のある職員配置ができるよう指導しています。

#### ★(6)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

### 【回答】(高齢者支援課)

要介護認定と障害認定は判断基準が異なるもので、要介護認定の結果のみで判断

することは適切でないと考えますので、要介護 1~5 の認定を受けている方について、要介護認定資料を基に障害の程度を確認し、控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

### 【回答】(高齢者支援課)

対象者全員に「障害者控除対象者認定書」を個別送付しています。

### 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、 一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

# 【回答】(保険年金課)

平成30年度から始まった国民健康保険制度改革に伴い、当市では隔年で保険税率の改定を行ってきましたが、令和2年度までの決算分析から、最終的にはあと約2億円の歳入増が必要であり、これを保険税負担に求めた場合は約20%の負担増になることが判明しています。

しかし、令和3年度の国民健康保険税率等の改定については、新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響を考慮して引き上げを行わず、税制改正(基礎控除額の引き上げ)の影響による減収分を補う趣旨としていましたが、実際には、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた所得減少により、前年度と比較して課税総額で約5%の減少となりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が不透明な中ではありますが、市国 民健康保険運営協議会で議論を進め、激変緩和施策を取り入れながら段階的に税率 を引き上げていく予定をしています。

なお、一般会計からの法定外繰入については、国より解消すべきであると定義されている「保険税の負担緩和を図るなど決算補填を目的とした法定外繰入」は行わず、その他の繰入につきましては、当面は現状を維持していく予定です。

★②保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

### 【回答】(保険年金課)

地方税法では、国民健康保険税の減免を「天災その他特別の事情がある場合」に おいて減免することができるとされており、当市では、世帯主が生活保護を受給している場合、所得が激減した場合、長期療養している場合、雇用保険を受給している(失業した)場合、災害により障害者となった者や家財等の損害を受けた者等に対しての減免制度があります。なお、所得激減については、毎年要綱にて拡大していましたが、規則の附則に「当面の間」拡大する旨明記しました。

減免制度の実施については世帯主を含む被保険者に周知を図り、拡充については国等の動向を注視していきます。

★③18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

#### 【回答】(保険年金課)

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する

法律」が令和3年6月11日に公布され、国民健康保険加入世帯の未就学児に対する 均等割額の減額措置の導入が令和4年4月1日に施行されることになりました。

当市では、国の法令に基づき「未就学児の均等割額の減額」を行う予定ではありますが、18歳までの子どもに係る均等割額の減額については、今回の改正と同様に、本来国の責任において実施すべきものと考えています。このため、全国市長会等を通して引き続き国に要望していきます。

なお、国の動向を注視していくとともに、中期的には、市独自の拡大について、国民 健康保険運営協議会で継続して議論していきます。

★④新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。コロナ特例減免の適用要件について、前年収入をコロナ以前の2019年または、2020年より3割以上減少した場合としてください。

# 【回答】(保険年金課)

新型コロナウイルス感染症の影響によらず収入が減少した世帯に対する減免制度 については、通常の所得激減による減免がすでに実施され実績があります。また、雇 用保険受給中の減免もあり、毎年度30件程度、失業者に対する救済措置も実施して います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する保険税減免制度については、国が示した減免基準を基に実施していることから「所得0またはマイナスの世帯」については、対象外となります。

また、適用要件にある前年収入については、2021年度分の減免は「令和3年中の見込収入が令和2年中の収入と比較して3割以上減少した場合」としています。

★⑤新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を 加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の 対象としてください。

#### 【回答】(保険年金課)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金については、 被用者等が感染した場合に休みやすい環境を整備することを目的として創設され、現 在のところ全額国からの財政支援の対象になります。

しかし、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も傷病手当金の対象としたり、事業主に広げたりするには、その費用が保険者の負担となるため、運営協議会等による任意給付創設の協議、議論が必要と考えます。

★⑥資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正 規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替 える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

#### 【回答】(保険年金課)

現在、当市では資格証明書の発行はしていません。

また、短期保険証も、有効期間が6か月のもののみを発行しており、保険税の分納を 誠実に履行している場合等は、正規の保険証を発行しています。

★⑦保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発

行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

# 【回答】(保険年金課)

短期保険証の発行は6か月のみとしています。

また、滞納者の生活状況や財産調査を行い、生活実態を無視したような徴収や差押え等は行っていません。徴収や滞納処分については、法令を遵守し、適正に行っています。

⑧一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

# 【回答】(保険年金課)

平成22年度より、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免制度 を導入しています。

また、周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

⑨70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみ としてください。

### 【回答】(保険年金課)

70歳以上75歳未満の高額療養費の支給申請簡素化については、令和2年10月(令和2年8月診療分)から実施しています。

なお、70歳未満の高額療養費の支給申請簡素化についても、令和3年10月(8月診療分)から実施を予定しています。

# 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ 差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、 地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適 用をはじめ、分納・減免などで対応してください

### 【回答】(収納課)

差押禁止財産の差押は行っていません。また差押を行う場合は滞納者の生活状況や担税力などの個々の現況によって判断しています。納税が困難な場合は滞納処分を執行する前に自主納付を促すよう催告を行うなど現況把握に努めています。そうした上で連絡がない場合は、差押を執行しますが、その際には、国税徴収法基本通達等に基づき差押禁止財産は控除しています。

# 4. 生活保護について

★①新型コロナ禍においての生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに 置き手続きしやすくし、申請は、速やかに受理し基本的な生活を確保してください。他自 治体への行政たらいまわしは行わないでください。

### 【回答】(福祉課)

一階情報コーナーに生活保護概要説明を設置するとともに、福祉課内のくらし自立サ

ポートセンターで生活困窮者に対する支援をワンストップで行っています。

②生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。

### 【回答】(福祉課)

申請権の確保を基本として、生活保護申請は適切に受理しています。また、保護が必要な人には開始の決定をし、すみやかに扶助費を支給しています。

★③扶養義務者への扶養照会をしないでください。

### 【回答】(福祉課)

国・県の指導指示に沿って、適切に行っています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅 支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

### 【回答】(福祉課)

住居のない人の場合、一時的な避難として無料低額宿泊施設等を利用していますが、 状態が落ち着いた後、アパート等に移っています。

★⑤ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、担当者の研修を充実してください。 また、「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

### 【回答】(福祉課)

基準に沿った人員配置を行うとともに、スキルアップのための研修には積極的に参加しています。

また、ワーカー業務を補佐する事務職員を配置しており、外部委託は考えておりません。

★⑥エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

#### 【回答】(福祉課)

平成30年6月27日付厚生労働省社会・援護局長通知に基づき、平成30年4月1日以降に保護開始となった世帯に対し、冷房器具の購入に対する費用を支給しています。扶助費については国の基準どおりとします。

### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

### 【回答】(保険年金課)

当市では、これまでに子ども医療費助成制度の対象者拡大や、精神障害者医療制度の一般疾病への助成拡大等、福祉医療制度を拡充してきました。しかし、愛知県では、かつて所得制限の導入等について検討されたことがあり、当市としては引き続きその動向を注視しつつ、制度の存続に努めていきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養 の標準負担額も助成対象としてください。

# 【回答】(保険年金課)

当市では、通院医療費自己負担分の全額助成対象者を、平成28年度から中学校卒業まで拡充しました。この拡充により、入通院に係る医療費自己負担は、中学校卒業まで全額助成しています。また、高校生については、医療費自己負担分の2/3助成を行っており、平成27年4月から尾北医師管内の医療機関では、現物給付を行っています。

直近では、拡大の予定はありませんが、県下の高校生への助成状況を注視しながら、 中期的には高校生全額助成についても検討したいと考えます。なお、入院時食事療養 の標準負担額につきましては、現在のところ助成対象とする予定はありません。

なお、子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えています。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を 所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象とし てください。

### 【回答】(保険年金課)

当市では、平成22年7月から、精神障害者手帳1・2級所持者の一般疾病に係る医療費の自己負担額1/2を償還払いで助成していましたが、平成26年3月から補助対象を拡大し、自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)で助成しています。

自立支援医療対象者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者 に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

#### 【回答】(保険年金課)

現在、国では75歳以上の医療費患者負担2割引き上げが決定しており、これにより市の財政負担が急増することから、制度の維持を第一に考えざるを得ない状況にあります。

⑤ 妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

#### 【回答】(保険年金課)

妊産婦の保険診療における自己負担分を助成する妊産婦医療費助成制度は、本来どこに 住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な 子育て支援施策の一環として展開すべきと考えています。

### 6. 子育て支援について

### (1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。

### 【回答】(子ども未来課)

第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として、子どもの貧困 対策計画及びひとり親家庭等自立促進計画(計画期間令和2年度~令和6年度)を 策定しております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。

# 【回答】(子ども未来課)

第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として、ひとり親家庭等自立促進計画を策定しております。自立支援給付金事業等は、既に実施しています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPO やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

# 【回答】(学校教育課・子ども未来課)

教育・学習支援については、平成29年度より各中学校区の公共施設において、希望する中学生を対象に元教員や教員を目指す学生をはじめとした地域住民が指導員として学習支援を行っています。また、居場所づくり支援については、実際に取組みがあれば、PRなどの支援を進めて参ります。

子ども食堂については、活動のPRなどの支援を行っています。

### (2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

### 【回答】(学校教育課)

認定基準は、令和2年度より1.3倍未満から1.4倍未満に改正し、支給対象者の拡大を図っています。

②年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

#### 【回答】(学校教育課)

就学援助の申請につきましては、随時受付をしており、市ホームページ等での受付を継続して実施しています。

### ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の 「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

#### 【回答】(学校教育課)

学校給食法において、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担とすることになっており、それ以外の学校給食の実施に必要な調理業務や光熱水費、施設及び設備の維持管理等に要する経費は、学校の設置者である市が負担しています。

また、給食費の支払いが難しい経済状況にある家庭には、生活保護や就学援助制度を紹介しています。

令和4年度より、多子世帯支援として、第3子以降の児童生徒の給食費を無償とする予定です。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

### 【回答】(子ども未来課)

給食費の免除については、当市では、免除対象者の基準は国同様としていますが、免除金額については、国基準を上回る給食費全額としています。

# (4)保育施策の抜本的拡充

★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

# 【回答】(子ども未来課)

年少人口の減少、施設の老朽化、保育ニーズの変化などから、統廃合や、民営 化も含め全体の整備計画を基に進めています。

★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてく ださい。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監 督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

### 【回答】(子ども未来課)

整備については、施設の老朽化に伴い、改修に必要な施設から随時行っています。増設については、現時点での計画はありません。

認可外保育施設の認可化や基準へ引き上げるための施策の実施予定はありません。

③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

#### 【回答】(子ども未来課)

年1回、愛知県認可外保育施設指導調査実施要領に基づき、書類審査及び現地調査を実施しています。

④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乗せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

### 【回答】(子ども未来課)

公私ともに、当市の保育士の配置基準は、0歳児 1:3、1歳児1:5、2歳児1:6、3歳児1:18、4歳児1:26、5歳児1:28となっており、市独自の配置基準で保育所の運営を行っています。

保育室等の面積基準についても、公私ともに、愛知県基準を遵守しています。

⑤職員の処遇について、公私間格差を是正してください。

# 【回答】(子ども未来課)

公立民間で同じ給与表を用いています。また、毎年4月1日時点の園児数に対する 必要保育士数に係る経費と、公定価格に含まれる人件費分の差額を人件費補助してい ます。

#### 7. 障害者・児施策について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、入所支援施

設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設、 短期入所施設、居宅介護、相談支援などを併設する小規模多機能施設を設置してくだ さい。

### 【回答】(福祉課)

市内の事業者や当事者の要望により、施設整備を計画する法人等にニーズを伝えていきます。施設整備を計画する法人等には国県の補助金を得られるよう支援しています。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

### 【回答】(福祉課)

個別状況を勘案し、必要な時間数を支給しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

### 【回答】(福祉課)

国の動向を見守ります。

④居宅介護(ホームヘルプ)利用者の入院時および入院中のヘルパー利用を支援区分に かかわらず認めてください。

### 【回答】(福祉課)

平成30年4月から重度訪問介護の提供場所に入院等の病院が追加されています。 国の基準に沿って支給をします。

⑤障害者・児の利用料を原則無償とし、「応能負担」となるよう国に働きかけるとともに、自 治体としても補助をしてください。また給食費など、福祉として必要なことも無償になるよ うにしてください。

#### 【回答】(福祉課)

国の基準により決定します。自己負担額限度額は世帯の収入に応じ設定されています。令和元年10月から3歳から5歳までの児童発達支援などの自己負担額は無償化としています。おやつ代等の補助等、市単独での補助は現在のところ考えておりません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」せず、要介護認定の申請がないことを理由に障害福祉サービスを打ち切らないでください。そして、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定で非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減しないでください。

### 【回答】(福祉課)

個別状況を勘案し、必要な支給をしています。

⑦障害者が生活するグループホーム等の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

#### 【回答】(福祉課)

市内の事業者や当事者の要望をふまえ国に要望していきます。市単独での補助は現在のところ考えておりません。

⑧安定的な経営・人材確保・支援の質が担保されるよう、障害福祉の基本報酬を、日割単 価制度を廃止し、月額単価制度になるよう国に要請し、自治体でも補助してください。

# 【回答】(福祉課)

障害福祉の基本報酬は国保連合会を通じ月額払いしています。市単独での補助は現在のところ考えておりません。

⑨地域生活支援事業の報酬単価を引き上げてください。

# 【回答】(福祉課)

市内事業者や当事者の要望、近隣市町の動向をふまえ判断します。

### 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、 帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に 助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

### 【回答】(健康推進課)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)については、令和2年度より、1歳から就学前の児に対し、1回分の接種費用について2,000円の助成を開始しました。2回目の助成については現在のところ予定ありません。子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種については、現在のところ、助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

### 【回答】(健康推進課)

高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担については、生活保護または非課税世帯の方については無料としていますが、その他の方については尾北医師会管内統一で、2,000円としています。

任意予防接種事業は、令和4年度については継続を検討していきます。2回目の接種については、75歳以上で、過去に自費で接種を受け、接種後5年以上経過している方については、市の任意助成事業の対象としています。

### 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

### 【回答】(健康推進課)

産婦健診の助成回数を2回に拡充することについては、県下の状況を把握しながら検討していきます。

②好産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

### 【回答】(健康推進課)

妊婦歯科健診については、パパママ教室や年2回実施の歯と口の健康センター を利用していただくよう案内しています。産婦歯科健診については、4か月児健康 診査に合わせて実施しています。

③保健所や保健センターの保健師等スタッフを増員してください。 歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

### 【回答】(健康推進課)

令和3年8月1日現在、常勤の保健師17名、常勤の歯科衛生士1名を配置しています。 退職による欠員補充や充足計画に基づき、採用は考慮されています。

# 【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

### 【回答】(保険年金課)

自己負担額の2割への引き上げは、膨張する医療費を抑えて、世代間の負担をできるだけ均等にする目的で、国の法案は既に通過しています。しかしながら、高齢者の負担増には反発も予想されます。市としては、引き続き国の動向を見守り、激変緩和策の周知や、その実施準備を進めていく必要があると考えます。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

#### 【回答】(保険年金課)

制度改革に伴う保険税負担の急激な負担増を抑えるため、県・市懇談会や全国市長会等を通じて、今後も激変緩和措置の実施を要望していきます。

なお、傷病手当や出産手当等の任意給付については、令和3年6月3日、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」に対する参議院厚生労働委員会において、「出産手当金制度所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後期間等における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等も勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。」と付帯決議されていることから、当面は国の動向を注視していきます。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。

#### 【回答】(保険年金課)

マクロ経済スライドは、公的年金制度の長期的な給付と負担の均衡を保たせるとともに、将来の年金受給者の給付水準の確保等を図るため導入しているものと理解してい

ます。

また、年金支給開始年齢の先延ばしや最低補償年金制度の早急な実施については、 少子高齢化に伴う年金の財源問題があるとともに、最低補償年金制度では現行制度と 比べると低所得層には手厚いが、中高所得層は年金額が下がるという問題があると言わ れています。

市としては、現行の公的年金制度に係る事務を適切に行いつつ、引き続き国の動向を見守っていきたいと考えます。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。 夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。

# 【回答】(高齢者支援課)

介護保険制度における国庫負担である財政調整交付金について、調整機能の強化が図られているところであり、また、介護労働者の処遇について、介護職員処遇改善加算に加え介護職員特定処遇改善加算が導入されるなど、国において更なる処遇改善が図られているところです。今後も国の動向を注視し、機会を捉えて必要な要望をしてまいります。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

### 【回答】(保険年金課)

子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えており、市長会等の機会をとらえ、要望していきます。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、 グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福 祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグル ープホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。

### 【回答】(福祉課)

市内の事業者や当事者の要望をふまえ国に要望していきます。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

#### 【回答】

#### (健康推進課)

新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営資金貸付として、総合犬山中央病院に対し愛知県と市で総計 5 億円の無利子無担保による経済支援を行っています。

大小問わず、殆どの医療機関において、コロナ経費の支出により病院経営を圧迫しているものと考えますので、継続した国の経済的支援策を講じることが安心安定した医療提供につながるものと考えます。

#### (高齢者支援課)

適正な事業運営の確保ができるよう必要な支援を求めていきます。

# (福祉課)

市独自で生活支援チームを立ち上げています。事業所にはマスク・消毒液等を配布しています。

# (子ども未来課)

園内では、3密(密集、密接、密閉)を避けるため、各種備品等を購入し対応しています。

# 2. 愛知県に対する意見書

### (1)福祉医療制度について

①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

### 【回答】(保険年金課)

子ども医療費助成制度は、本来どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的な子育て支援施策として展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。また、県に対しては、県と市の懇談会等で、県補助対象を未就学児から引き上げるよう要望しています。

②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・2級を 所持しない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてく ださい。

# 【回答】(保険年金課)

現在、精神障害者医療費助成については、県内の約9割が一般疾病への助成を市町村単独事業で行っています。自立支援医療対象者については、平成18年4月から自立支援医療受給者証所持者に対して、精神疾患通院の自己負担額の全額を補助しています。精神障害者医療費助成制度の一般疾病への対象拡充については、市長会等を通じて要望しています。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

#### 【回答】(保険年金課)

現在、国において、後期高齢者の自己負担2割への引き上げが決定しています。これにより、県・市町村ともに給付の財政負担が急増することから、制度の維持を第一に考える必要があるため、拡大を要望することは難しい状況にあります。

# (2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

#### 【回答】(保険年金課)

国民健康保険制度は、平成30年度から財政運営を県が主体となって行うことになりました。

このため、従来の福祉医療波及分の補助金メニューにはこだわらず、新たな市町村国民健康保険への財政支援について、県主催の会議等を利用して要望しています。

### (3)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援について

①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に

減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的な PCR 検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください。

# 【回答】(健康推進課)

医療機関を対象とするこれらの支援策に対しては、地域医療を支える医療機関のためにも必要なことと認識しておりますが、市から要望をあげるより、直接医療現場を統括する日本医師会などから現場の現状と具体的な支援を国に強く要望することが望ましいと考えます。

②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

# 【回答】

### (高齢者支援課)

国により実施されるべきものと考えます。

### (福祉課)

令和2年度に国が障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労 金の支給をしました。国・県からの支援は速やかに利用できるよう情報提供や手続き支 援をしています。

### (子ども未来課)

国・県からの支援は速やかに情報提供に努めています。

感染予防等に係る費用については、民間保育所に対する国の補助事業があることから、 各施設へ案内をしております。

③地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。 感染症病床を増床し確保してください。

### 【回答】(健康推進課)

今後、県が所管する尾張北部医療圏地域医療構想推進委員会において検討されるものと考えます。